様式第6号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和8年度　第2回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会	
日　　時	令和8年9月29日（火曜日）15時00分から16時24分まで	
場　　所	おいらせ町役場　本庁舎　201会議室	
会議公開	■全部公開　□一部非公開　□全部非公開 ※非公開理由（　　）	
出席者等	委　員	【出席者】（10人） 会　　長：河村　信治 副 会 長：田中　義幸 委　　員：津曲　隆信、木村　和雄、真石　充、向中野　政和 佐々木　建悦、木村　雅行、鈴木　拓也、関下　斉
	事業者	エクイスエネルギー・ジャパン　株式会社 株式会社　小又建設 株式会社　出雲
	事務局	政策推進課（課長　鈴木　政康、主任主査　冨田　朋宏）
傍聴者数	2 名	

議題等	
事務局	ただいまから、令和8年度第2回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー審議会を開催いたします。終礼を行いますので全員ご起立願います。よろしくお願いいたします。ご着席ください。本日の日程はお手元の次第のとおりとなります。案件2会長挨拶へ進みます。会長よろしくお願いいたします。
会長	委員の皆さま、事業者の皆さま、お忙しいところご出席いただきあり

	がとうございます。おいらせ町は町としてのゾーニングはしておりませんので、個別の事案として審議していく難しい案件であるため、責任は重いと感じております。以前にまち・ひと・仕事創生総合戦略の方に委員として参加させていただきましたが、おいらせ町は八戸・三沢市に囲まれて、非常に意識の高い方が多いと感じております。そういう意味では、住民の皆さまに納得していただくために審議会の議論を十分に行っていく必要があると感じておりますのでよろしくお願いいたします。
事務局	会長ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。議事進行は河村会長にお願いいたします。
会長	それでは、議事を進めます。本日は、委員 10 名のうち 10 名のご出席をいただいております。「おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第 7 条第 3 項の規定により、本審議会は成立しております。それでは、案件第1号「向山南太陽光発電事業の内容について」、事業者から説明をお願いします。
事業者	～案件1説明～
会長	ありがとうございました。それでは、案件1について質疑等はありませんか。
Ｉ委員	ページ 3 について、法定外道路の活用と書いてありますが、新しく取付道路を作るということですが、これは工事用の道路を作るということではないですか。
事業者	工事に必要な道路ではなく、既存の法定外道路に接続し、地域住民が通れるようにするための道路です。先ほど現地を確認していただいたと思いますが、現況は雑木林となっておりますので、しっかりと整備し、地域の方々が利用できるような形にしたいと考えております。
Ｉ委員	事業終了後のことですが、この取付道路は使うことができるのでしょうか。

事業者	法定外通路に関しては、事業者からおいらせ町へ占用許可を申請するような形になります。事業終了後は、占用許可を更新しないこととするため、現況はそのまま残って、おいらせ町の通路として、地域の方々に利用してもらうこととなります。
I 委員	わかりました。続いてですが、5 ページ中段の水抜き穴とはなんですか。
事業者	排水量を少なくするため設置するオリフィス桝という形で、協議した上で放流するための穴のことです。
I 委員	これは工事中の話ですか。
事業者	工事後の話になります。順序としては、まずは沈砂池、調整池、オリフィス桝設置となり、雨水排水を処理するということになります。
I 委員	造成工事の話になりますが、沈砂池は一か所になるのか、地形に応じて複数になるのか。どのようになりますか。
事業者	少しずつ沈砂池から水を下に流していくような形になるため、必要に応じて設置していくことになると思います。
I 委員	わかりました。この沈砂池は最終的には調整池に変わっていく可能性はありますか。
事業者	それはあります。
I 委員	次に A3 の資料の 13 ページについてですが、調整池の標記がされていないので、本当に設置するのか分からないのですが、教えてください。
事業者	黒字の FL というところをご確認してください。こちらは、高さを示しておりまして、例えば一番南の FL の 38.4 というところと北側の 39.0 というところとでは、高さが 60 ㎝低いということになります。よって、60 ㎝低い側で水を受けるということなります。この図面には構造物の位置は載っておりませんが、例えば、最南端にオリフィス桝を設置し、100 ㎜、200 ㎜の雨が降ったときにオリフィス桝の穴から水を調

	整し、流出するようになります。
I 委員	ちなみに FL とはなんの略ですか。
事業者	フロアレベルということです。
I 委員	その場合、FL＝35.7 というところが低いと思いますが、こちらに全て集めるというイメージになりますか。
事業者	そちらにも集めながら、FL＝38.4 にも集めるというイメージです。基本的には、低いところに集めることとなります。
I 委員	大体どのくらいの降水量を想定しておりますか。
事業者	林地開発等の申請の際に県の方と協議して決めていければと考えております。
I 委員	今の段階だとはっきり分からないということですね。
事業者	基本的に調整池の排水の関係は、県の河川砂防課と協議することとなりますが、3 年と 30 年の 2 パターンの形で協議していくこととなります。
I 委員	青森県の場合、このような開発に伴う雨水排水のガイドラインはありますでしょうか。
事業者	県の河川砂防課にあります。このガイドラインに準じて設置していく予定です。
I 委員	最後の 7 ページですが、以前は青塗りのところだけかと思っておりましたが、今回の資料だと新たに黄色の部分も増えた資料が提示されました。私達は一体何を審議すればよいか分からないです。その辺に若干不信感を抱いております。私からは以上です。
会長	ちなみに、新しく追加される黄色の部分の面積はどのくらいなのでしょうか。
事業者	黄色の部分も含めた場合は、30ha になります。黄色の部分は平坦な場所を選定したところであり、全て開発するということ意味ではありません。今後地権者との協議の上、決めていきたいと思います。

会長	事務局に確認ですが、仮に拡大するとなった場合、審議の延長は考えられますか。
事務局	現時点では答えを持ち合わせていません。
Ｉ委員	会議の前提条件が変わってきてしまいますよね。
Ｊ委員	５ページの４番ですが、例えばですが、フクロウの繁殖期は降雪期間に始まりますので、資料の工事期間と合っていないと思います。それから５番の昆虫の生態系についてですが、森林から荒地への環境変化ということで全く違うものになります。ですので、敷地内の草刈り管理においては強力な薬剤（除草剤）を使用せず、機械除草を基本とすることで、環境配慮したとは言えないと思います。環境が変化し、それに伴いこういった鳥や虫がいなくなる。代わりにこのような鳥や虫が新たに出てくると言った表現になるのではないかと思いますので、この資料の書き方は間違っていると思います。保護されるべき対象が何なのかというのが、全く無視しているので、このような書き方になるのではないかと感じています。また、森林系、生態系という点から考えると今日歩いて奥に開けた場所があったかと思いますが、あのように畑作地が放置されて広場になっており、森林が隣接しているような場所はフクロウや猛禽類が確実に存在しています。なので、生物に対する調査不足であり、抽象的な表現だと感じます。それから、ここの地形は過去に崩落してできた土地であることが見て分かります。なので、調整池の管理が難しい場所であります。北海道の胆振地方で震度７の地震があった際に崩落しましたが、ここの土地はそこに酷似しています。ですので、大規模に森林伐した場合、どのように影響してくる全く分からない土地であると言えます。言い方を変えれば、崩れ残った場所に事業を行うとしているわけですので、そのような場所で事業を行うという認識が足りないのではないかと思います。
会長	私からもＪ委員へ質問します。今日見てきた現地ですが、植林地と

	10 年から 20 年くらい経った木が斑状に存在していて、このような生態系について、複雑で調べにくい環境だと思いますが、どのような環境なのでしょうか。
J 委員	基本的には、生き物は環境と環境の境目に多く存在する。畑作地と森林の境であるとか、広葉樹と針葉樹の境であるとか、そのような場所に生き物の多様性がある。なので、今回のような斑状、まるで碁盤の目のようになっている環境なので、数多くの生き物がいるのではないかと推測されます。
会長	森だけ見ると荒れているように感じますが、そのような場所だということで配慮が必要だということですね。他にありませんか。
H 委員	前回も話しましたが、なぜこの保護区に事業を行うかの説明がされておりませんし、最後にはさらに黄色のエリアまで拡大する可能性があると言っておりますが、非常に自然環境を破壊すると言ったことに対する意識が欠落しているように感じる。私はこの計画はやるべきではない。言語道断だと思います。納得する説明がされていない。
E 委員	7 ページの青い線と緑の線の道路を作るということでしょうか。緑の線はキャンプ場へのアクセスのために使う道路と想定していれば、工事車両が通ることはないのでしょうか。
事業者	青い線の道路は、工事の際、工事車両の出入りはあるが、緑の線の道路はおっしゃる通り工事車両が通ることはありません。
E 委員	一般の方々が通る道路を工事車両がたくさん通ると危険だなと思って聞いてみました。私からは以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、案件1について質疑等はありませんか。
事業者	最後になりますが、本日誤解を与えるような資料を提示してしまい申し訳ございません。黄色部分の用地に関しては、必ず拡張するような場所ではなく、あくまでも可能性がある場所として標記したまでです。

	あくまでも、今後行政との協議により可能性がある場所として提示させてもらいましたので、誤解のないように重ねて申し上げます。
会長	ありがとうございました。私から一言申し上げます。今回の事業に関しては地権者の話もあるかもしれませんが、おいらせ町として広域的な視点で判断する必要があります。それを考えるとこの地域は間木堤があり、おいらせ町としては貴重な里山景観だと思います。ですので、事業の拡張性についても皆さん気になるかと思いますし、今後、その辺についても考慮しつつ判断していく必要があるかと思います。他にありませんか。
I 委員	2 ページ目に地域貢献すると書いていますが、いくらくらいを想定しておりますか。
事業者	売電価格の 1%で、300 万程度を想定しております。
I 委員	ありがとうございます。県の方に確認したいのですが、当初青い地域を開発エリアとして審議してきましたが、黄色部分も含めた場合、結果的に環境アセスの対象案件になるのではないでしょうか。
青森県環境政策課	一般的に 20,000KWを超える場合、環境影響評価の対象の可能性となります。また、50ha 以上の開発の場合も環境影響評価の対象となる可能性があります。
I 委員	最初に青い部分を開発し、時間を空けて拡張するというのは、そのような解釈になりますか。
青森県環境政策課	明確には答えられませんが、一般的には、事前に分かっていれば、一期、二期の足し算となります。事前に分かっていて、あえて分けるというのは認められないかと思います。
事業者	私達の方では、分けて行うということは考えておりません。あくまでも 20ha のところに附属して数 ha 付け加えてという検討は行っております。
会長	他にありませんか。

C 委員	今日歩いたところが私達の町内です。町内の方に聞いたところ、反対という声が多かったです。あと、私達の町内は水道が完備されていない地域もあります。この開発によって、地下水が汚染されるようなことがあるか心配です。このような事態でなれば、私達の生活にも影響があるので、その辺も十分考慮していただきたいと思います。
会長	他にありませんか。無いようですので、案件 1 については、皆さまのご協力ありがとうございました。事業者の方はここで退席をしてください。次のその他に関しましては、事務局へ進行をお願いします。
事務局	はい、それでは、案件4その他、意見・要望等はある場合は承ります。
B 委員	具体的にはどのようになったら、答えがまとまることになりますか。何か指摘して、紙面で大丈夫ですというやり取りを繰り返しても、いたちごっこになってしまいます。本当に指摘に対する対処が実施されるかどうかも分からないまま良いと判断をしてしまう可能性があるのでないかと資料をいただいた段階で懸念しておりました。なので、どうなれば答えがまとまるかというのを教えてほしいです。
事務局	県条例に基づく審議というのは具体的な調査までは求められていません。事業者から説明を受けましたが、地域貢献、自然環境、防災の 3 点について、共生区域としてふさわしいかどうかを審議会として判断をしてほしい。そのためには、材料が必要だと思いますので、もし今後も事業者に確認したいことがあるのであれば、質疑応答を繰り返して、自分なりの考えをもっていただければなと思います。そして、自分なりの判断をもって、この審議会で議論をして、最終的には、向山南周辺地域が共生区域として認めてもよいかどうかという判断してもらいたいと思います。
会長	そして、審議会でまとまった意見を基に、最終的には町長が決めるということですよね。なので、何回も行うものではないと思いますが、ここで皆さまに確認ですが、第 3 回の審議会で事業者を呼ぶ必要があ

	ると思いますか。
G 委員	1 回目も 2 回目の会議もそうでしたが、事業者はこの資料の読み合わせをしているのでしょうか。質問に対してすぐ答えられないので、非常に不信感があります。特に水際対策のところです。聞かれてなぜその場で話しているのか。工事後のことなのか工事前のことなのか。その辺が非常に気になりました。以上です。
I 委員	この審議会の答えの決め方ですが、多数決になるのか全会一致になるのか、お考えはありますか。
会長	基本的には、ここにいる皆さまと熟議を重ねて答えを集約したいと思います。ここには専門家もいれば、地元住民もいますので、引き続き忌憚のないご意見を出していただいた上で、方向性は決めたいと思います。多数決では決めたくないと考えています。
H 委員	多数決も全会一致も無理なので、ここで議論したことを踏まえ、町長が判断することになる。これを満たしてくれれば良しとするといった条件付きのような判断をする方もいるのでないでしょうか。
J 委員	環境アセスの対象になるならないの基準もあるかと思いますが、県条例で求めていることは、やはり地元の市町村の首長がどのように考えるかだと思います。県条例では、促進区域、保護地域と基準を決めましたが、現在の場所を考えると、既に鳥獣の保護区などに県が指定されており、それを外すだけの理由があるかを考えた時に特になく、単に土地利用上、開発がしやすいだけの場所だからという理由だけかと思います。長い目でみたときに、太平洋側は 50 年に 1 回のM8.0クラスの大きな地震がきます。1968 年に八戸でMw8．4の十勝沖地震が起きましたが、その際には今回のような土地の場所は崩落しており、ものすごい被害がありました。なので、今回のような場所の環境を変えるというのは、非常に怖いと感じます。その辺の情報を皆さまと共有しながら答えを出していければと思います。私個人的には、次回

	は業者を呼ぶ必要はないと思います。
D 委員	発電が過渡期の今、急いで作る必要はないかと思います。今、作っても不要物となるかと思います。風量発電を見てもそうですけど、半分くらい稼働していないんですね。これが太陽光になったからと言って同じことになります。六ヶ所は、見ればわかりますがほとんど止まっています。先ほど事業者は寄付を売上の 1%の 300 万と言っておりましたが、実際そんなにないと思います。また、30 年の事業計画とのことでしたが、将来的には町の税金で撤去等の費用を負担する日がくると思います。私は後世にそのようなことはするべきではないかと思います。仮に良いとなった場合は、事業者から積立金のようなものをもらう必要があると思います。町の税金を充てるようなことはすべきではないかと思います。
F 委員	私の地元にも 25ha くらいの太陽光パネルがありますが、今のところ地震や雨で事故はないです。森林組合でも地権者から伐採を頼まれることありますが、今回のような大規模な開発が絡んで木を切った場合、私達が切ったせいで事故が起きたということは言われたくないです。土地所有者は、高齢の方が多く、手放したい方もいるので、簡単にダメというのもできない気がします。
J 委員	水鳥の関係ですが、パネルの日中の対応のことについて、今まで触れられてきましたけど、鳥は夜の方が行動が多いというのが最近の調査で分かりました。水というのは、実は夜の方がはっきり見えます。皆さん、今度飛行機に乗ったときに上から見てみてください。日中は草木で隠れておりますが、夜ははっきりと見えます。今回のような間木堤の近くにパネルを設置するということは鳥類が誤って、落ちるというリスクはかなり高いと思います。そのため、今回のような場所は、水環境から 500m～1 ㎞離すといった対策が必須になると思います。
事務局	他に無いですか。無いようであれば、次の第 3 回の会議についてで

	すが、事業者を呼ばずに、この審議会の委員のみで行うこととします。もし、事業者に確認したいことがあれば事務局までご連絡ください。次の審議会の日程ですが、11 月 11 日の 14 時から行うことといたしますのでよろしくお願いします。以上をもちまして、第2回おいらせ町自然・地域と再生可能エネルギー共生審議会を閉会します。終礼を行いますので、ご起立ください。ありがとうございました。